

# いじめの防止等のための基本的な方針

(平成29年8月)

小 鹿 野 町

## はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子供がいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要がある。

小鹿野町（以下「町」という。）では、小鹿野町教育行政重点施策の4「安心・安全な学校づくり」において「いじめ・不登校の防止」をあげ、いじめを許さない意識の醸成及びいじめの早期発見と徹底した対応を全校あげて取り組んでいるところである。

いじめの防止は、学校だけでなく、家庭・地域、町全体で取り組む重要な課題である。そのためには、町民全員が子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、それぞれの役割を認識し、子供が安心して暮らせる社会及び集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土を創っていかなければならない。

そこで、町では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国及び埼玉県の基本方針を参酌して、小鹿野町いじめの防止等のための基本的な方針（以下「町基本方針」という。）を策定し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的な推進を図るものとする。

## 目次

はじめに	1
第1 小鹿野町いじめ防止基本方針の策定	3
第2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方	3
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 町の責務	
4 学校の責務	
5 保護者の責務	
第3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 いじめ防止等のために町が実施する施策	
(1) 関係機関との連携強化	
(2) 小鹿野町教育委員会の附属機関	
(3) 町が実施する施策	
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
3 重大事態への対処	12
(1) 重大事態への対処の流れ	
(2) 小鹿野町教育委員会又は学校による調査	
(3) 調査結果を受けた小鹿野町長による再調査及び措置	
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	18

## 第1 小鹿野町いじめ防止等のための基本方針の策定

### 法第12条

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

町は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参酌し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため町基本方針を定める。

町基本方針では、町の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的方向を示すとともに、いじめ防止等の対策が、組織的、計画的かつ迅速に行われるために、講ずべき対策の内容を示すものとする。

## 第2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関わる問題であり、いじめ防止等のための対策は、全学校の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを旨として実施されなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されざる行為であることを全ての児童生徒に十分に理解させるとともに、全ての児童生徒が、いじめを行わず、いじめを認知したら放置することがないよう導かなければならない。

また、いじめ防止等の対策は、学校と教育委員会をはじめとする関係機関が連携し、家庭や地域の協力の下に、いじめ問題を克服することを目指して行うことが必要である。

### 2 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。（インターネットを通じて行われるものを含む。）

### 3 町の責務

町は、いじめ防止等のための対策について、国や埼玉県と協力しつつ、地域の実情に合わせた施策を実施するものとする。

### 4 学校の責務

学校は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関と連携を図りつつ、学校全体で、いじめの防止及び早期発見に努め、いじめに対しては迅速かつ適切に対処するものとする。

## 5 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように、児童生徒に対して規範意識の涵養、その他の必要な指導を行うものとする。また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。さらに、町及び学校が講じるいじめ防止等のための措置に協力するものとする。

## 第3 いじめ防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめ防止等のために町が実施する施策

#### (1) 関係機関との連携強化

##### 法第14条第1項

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

町には、法第14条第1項の規定に基づくいじめ防止等に関係する機関及び団体を含む組織として、要保護児童対策地域協議会が組織されており、現在も被虐待児童や保護の必要な児童だけでなく、不登校や非行児童等の対応も含めた情報共有体制が図られている。

そのため、既存の要保護児童対策地域協議会の更なる連携強化を図ることで、いじめ問題に関する施策の推進や調整、いじめ問題の現状把握や分析、その他いじめ問題の防止、解決に必要なことに取り組むこととする。

#### (2) 小鹿野町教育委員会の附属機関

##### 法第14条第3項

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に設置することができる附属機関については、法第28条第1項の規定に基づき組織する「小鹿野町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という）」が兼ねることができることになっているため、必要に応じてその活用と設置については検討することとする。

### (3) 町が実施する事業

#### ① 学校に対する支援

##### (ア) スクールカウンセラー等の配置

- ・学校の教育相談組織の整備を支援するとともに、教育相談をコーディネートする教員の育成に努める。
- ・教員のカウンセリング能力や資質の向上に向けて研修等を実施する。また、スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者のカウンセリングを行うとともに、自ら相談日やカウンセラーの取組等を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。
- ・スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめの背景にある家庭環境等の問題について、福祉的支援の技術を基礎に、関係機関との連携や家庭訪問などを実施し、問題解決に向けた支援を行う。またスクールソーシャルワーカーは、自らの取組を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。

##### (イ) 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上

- ・いじめについて基本的な共通理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解させる。体験研修や演習を通して教師と児童生徒及び児童生徒相互の日常的な人間関係づくりについて体験的に学ばせる。集団活動の仕方や児童生徒の心をつかむ生徒指導方法を身につけさせる等により、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。
- ・学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教員用資料の活用と研修会の実施、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や個人面談の実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう指導・助言をしていく。
- ・いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、資質能力の向上を図る。全ての教職員の共通理解を図るためにも、年に数回、いじめ問題に関する研修会を実施するよう働きかけていく。
- ・定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等を点検・把握し、それをもとに、いじめのない学校づくりのための取組を支援する。

##### (ウ) いじめの未然防止のための道徳教育の充実

- ・「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用について指導・助言する。
- ・子どもたちの豊かな心を育む講演会を開催する。

##### (エ) いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期発見・早期解消

- ・いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期発見・早期解消を図るため、

いじめ問題に係る学校と保護者、地域や警察との連携として、非行防止ネットワークの形成を図る。

・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を支援する。

(オ) 児童生徒によるいじめ防止等に係る自発的・主体的活動の支援

・児童生徒によるいじめ防止活動の成果の普及を図る。

・いじめ防止のための望ましい人間関係づくりについての取組を支援し、その成果を広めていく。

・生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行えるよう支援していく。

(カ) ネットいじめへの対応の推進

・ネットアドバイザーを招聘し開催する「子供安全見守り講座」の中で、ネットいじめについての啓発を図る。

・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する視聴覚教材等を活用し、適切なネット利用を推進する。

・ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールを実施する。

(キ) 学校評価等実施上の留意点の周知

・学校が学校評価等において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、「いじめ防止対策推進法」第34条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針の実施状況を考慮して行うよう、指導・助言を行う。

(ク) 児童生徒からの相談に対応できる体制整備

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、人権擁護機関等の関係機関とも連携等が図れるよう支援する。

・部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減への指導・助言を行う。

(ケ) いじめに対する措置

・いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じた調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行う。

(コ) 幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を推進する。

・「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組を支援する。

② 相談しやすい環境の整備

・児童生徒を対象に電話等によるいじめの通報・相談体制の整備に努める。

・相談員の対応力の向上を図るため、定期的に研修を実施する。

・児童生徒・保護者・教職員向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。

・町内の学校に、児童生徒用相談窓口広報カードの配布を依頼する。

・いじめを含めた電話相談を行う民間団体と連携し、いじめの悩みなどを相談

しやすい環境整備に努める。

③ 県や家庭・地域・関係団体との連携

(ア) 関係団体等との連携を更に強化する。

- ・学校の枠を超えた活動の場を提供する。
- ・ネットいじめの早期発見と、ネットいじめ問題について相談しやすい環境整備を行う。(ネットパトロールの組織化と継続的な取組に努める)
- ・いじめを含めた生徒の非行や問題行動が深刻化した場合は、県警スクールサポーターの派遣を要請する。
- ・学校と警察の連携を密にすることにより、いじめ問題の早期解決を図る。
- ・学校と警察とで連携し、いじめ防止を含めた少年の非行防止教室を実施する。

(イ) 保護者のいじめの早期発見・対応の支援

- ・保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、保護者向け啓発資料を送付する。

(ウ) 学校応援団（地域学校協働本部）や防犯に関わる地域の人たちと学校との情報の共有

- ・学校応援団（地域学校協働本部）など通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。

④ いじめを許さない気運の醸成

(ア) 11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、町民意識の高揚を図る

- ・平成24年11月20日に、埼玉県知事、教育委員会委員長、県警本部長等により宣言された「いじめ撲滅宣言」を周知する。(子供たちが安心して健やかに成長できる社会をつくるため、「いじめは絶対に許さない」「子どもたちを守る」という強い決意の下、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組み続けていくことを宣言)
- ・いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考えてもらう機会とする。

(イ) 「子どもの人権」の啓発推進

- ・お互いの人権を尊重する意識の高揚を図るイベントや研修会の中で、「子どもの人権」について啓発する。

(ウ) 児童生徒の主体的な取組の推進

- ・いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権メッセージの作成を推進する。
- ・人権作文集や「子ども人権メッセージ」を活用し、児童会・生徒会活動や授業等において、児童生徒が主体的に考え、話し合う取組を推進する。

## 2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

#### 法第13条

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国のいじめ防止基本方針、埼玉県基本方針及び町基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や取り組みの内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として策定する。策定に当たっては、具体的な実施計画や実施体制等について、各学校の実情に応じ、次の点に留意する。

- ① 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- ② 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。
- ③ 児童生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努める。
- ④ 法第22条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取り組み等を実行する中核の組織として位置づける。
- ⑤ 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- ⑥ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。（ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。）
- ⑦ 年間の取組をPDC Aサイクルにより検証し、基本方針を見直すようにする。
- ⑧ 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅月間であることから、児童生徒を主体とした取組を11月にも位置づけるよう努める。
- ⑨ 重大事態への対処については、町基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。（重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。）
- ⑩ 学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何を、どのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているのかが分かるようにする。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

法第22条

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

また、この組織は学校基本方針に基づくいじめ防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や医師、警察の関係者等を参加させることにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

この組織の具体的な役割は、次のとおりとする。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割、また、必要に応じ、フレンドリー相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が組織に加わることも検討する。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

学校は、小鹿野町教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

#### ア 教師の言動・姿勢

「いじめ予防」として最も大事なことは、「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人ひとりが普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うために、次のことを念頭において対応に当たることが必要である。

- (ア) 児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- (ウ) いじめられている児童生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師は、日常の教育活動を通して常に児童生徒との信頼関係の醸成に努める。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、次のような例があることに十分留意する。

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず「いじめ」の土壌を温存させている場合

#### イ 学級づくり

児童生徒は、学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- (ア) 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
  - ・児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
  - ・居場所をつくる。
  - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っていてくれる。」）
  - ・基準を示す。（「……してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうしたらいいよ。」）

(イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・分かる楽しさを与える。「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーが湧いてくる。
- ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。「これまで気がつかなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」
- ・児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

#### ウ 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身につけることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

#### エ 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働きかけが大切であり、特に、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動等を通じて、いじめ防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

#### ② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は理解し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声をかけ、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

イ 「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

ウ 「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導のあり方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携のあり方について学校を挙げて改善に努める。

### ③ いじめに対する措置

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制をつくることが重要である。いじめの通報・発見を受けた場合には、教職員が個人で判断することや一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

#### ア いじめている児童生徒への指導

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察との連携を図る。

#### イ いじめられている児童生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することがないように留意する。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい声掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

#### ウ 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやしたてることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

#### エ 見てみぬふりをする児童生徒への対応

いじめは他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観はいじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

#### オ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通していじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意思によって行動できるよう指導する。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して好ましい人間関係を築く。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態への対処の流れ

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- ② いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査に当たる。
- ③ 重大事態が発生した場合、学校は小鹿野町教育委員会を通じて小鹿野町長へ、重大事態発生について報告する。
- ④ 学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- ⑤ 上記④の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であり、重大事態となった時点で、学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- ⑥ 上記④の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象になる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ⑦ 上記④の調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒やその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ⑧ 上記④の調査結果は、小鹿野町教育委員会を通じて小鹿野町長へ報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ⑨ 上記⑧の調査結果の報告を受けた小鹿野町長は、必要があると認めるときは、町長が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行う。

- ⑩ 上記⑨の調査の主体は、上記⑧の調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過や結果を報告する。)
  - ⑪ 小鹿野町長は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
  - ⑫ 上記⑨の調査を行ったときは、小鹿野町長はその結果を小鹿野町議会に報告する。
- (2) 小鹿野町教育委員会又は学校による調査

法第28条第1項

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態に対応する法第28条第1項に基づき、小鹿野町いじめ問題調査委員会を設置する。

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、身体又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒の保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態ではない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は小鹿野町教育委員会を通じて小鹿野町長へ、事態発生について報告する。

#### ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに小鹿野町教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと小鹿野町教育委員会が判断する場合や、教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、小鹿野町教育委員会において調査を実施する。

#### エ 調査を行うための組織について

小鹿野町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士、医師、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するものとする。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行う組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づく学校の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

#### オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と小鹿野町教育委員会が事実に向き合うことで、当該自体への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は小鹿野町教育委員会は、調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

#### (ア) いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童生徒や

情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査の実施が必要である。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事実や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査に当たっては、国の基本方針の参考資料「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて関係機関ともより適切に連携するなどして対応に当たる。

(イ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

カ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方は、その自殺の防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

(ア) 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な真情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、出来る限りの配慮と説明を行う。

(イ) 在校生及びその保護者に対しても、出来る限りの配慮と説明を行う。

(ウ) 死亡した児童生徒の置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- (エ) 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- (オ) 調査を行う組織については、弁護士、医師、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものではない者（第三者）により構成するよう配慮することにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味も含めて、客観的に、特定の資料や情報のみに依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- (ク) 学校が調査を行う場合においては、学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、小鹿野町教育委員会は適切に対応する。
- (ケ) 情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮の上、性格で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺の連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「New I's」の「II自殺予防対策編『資料』」も参考にする。
- (コ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも同様が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。小鹿野町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する。

## キ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

### 法第28条第2項

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

小鹿野町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事実や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報提供に当たっては、小鹿野町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供することがあることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が調査を行う際、小鹿野町教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、小鹿野町長に報告する。

上記(ア)の説明を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて小鹿野町長に送付する。

(3) 調査結果を受けた小鹿野町長による再調査及び措置

法第30条第2項

(公立学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について再調査を行うことができる。

① 再調査

法第30条又は31条の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この調査は、小鹿野町長が設置した附属機関等が行う。

再調査についても、小鹿野町教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置

小鹿野町長及び小鹿野町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、学校について再調査を行った場合、小鹿野町長はその結果を町議会に報告しなければならない。町議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、小鹿野町長が設置した附属機関等において、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行う。

## 第4 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

小鹿野町は、法の施行状況等を勘案して、協議会において毎年度、小鹿野町基本方針にある各施策の効果を検証し、小鹿野町基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、小鹿野町は、町内学校における学校基本方針について、策定状況等を確認し、公表する。